

軽自動車等に係る変更手続きについて

現在所有している軽自動車等を名義変更・住所変更または廃車する場合は、手続きが必要になりますので、下記を参考に手続きを行うようお願いします。

特に町外の方への名義変更、町外への住所変更の場合は、至急異動手続きを行って下さい。

●原動機付自転車(125cc以下)、農耕用等の小型特殊自動車の異動手続き

変更事由 必要なもの	名義変更		住所変更 (町外へ)	返納 (廃車)
	(町外の方へ)	(町内の方へ)		
標識交付証明書	○	○	○	○
ナンバープレート	○		○	○
手続き・お問い合わせ	新使用者が居住している市町村の窓口	山元町役場 町民生活課、または 坂元支所の窓口	住所変更後の市町村の窓口	山元町役場 町民生活課、または 坂元支所の窓口

●軽二輪車(125cc超～250cc以下)、二輪の小型自動車(250cc超)の異動手続き

変更事由 必要なもの	名義変更	住所変更	返納(廃車)
届出済証(軽二輪車のみ)	○	○	○
車検証(二輪の小型自動車のみ)	○	○	○
新使用者の住民票等 (3か月以内。変更内容が確認できるもの)	○	○	
ナンバープレート	※1	※1	○
手続き・お問い合わせ	各運輸支局 ※2		東北運輸局宮城運輸支局 (裏面①参照)

※1 宮城県内(仙台市を除く)での名義変更・住所変更の場合は不要ですが、仙台市や宮城県外への名義変更・住所変更の場合は必要です。

※2 宮城県内での名義変更・住所変更の場合は東北運輸局宮城運輸支局(裏面①参照)での手続きになりますが、宮城県外への名義変更・住所変更の場合は、変更後の住所地を所管する運輸支局等での手続きになります。

裏面もご覧ください



● 軽三輪・軽四輪自動車の異動手続き

変更事由 必要なもの	名義変更	住所変更	返納（廃車）
自動車検査証	○	○	○
新使用者の住民票等 (3か月以内。変更内容が確認できるもの)	○	○	
ナンバープレート（前後）	※3	※3	○
手続き・お問い合わせ	軽自動車検査協会（各事務所・支所・分室）※4		軽自動車検査協会 （宮城主管事務所） （下記②参照）

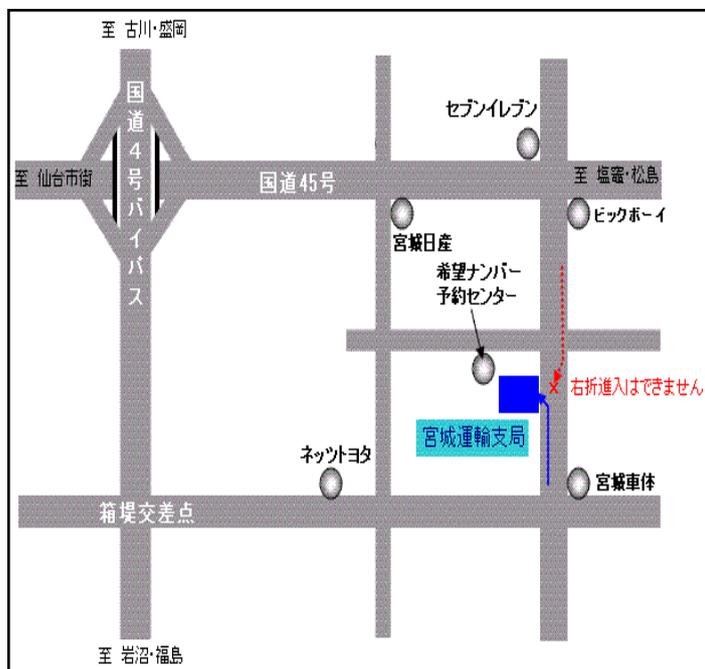
※3 宮城県内（仙台市を除く）での名義変更・住所変更の場合は不要ですが、仙台市や宮城県外への名義変更・住所変更の場合は必要となります。

※4 宮城県内での名義変更・住所変更の場合は、軽自動車検査協会（下記②参照）での手続きになりますが、宮城県外への名義変更・住所変更の場合は、変更後の住所地を所管する軽自動車検査協会の各事務所等での手続きになります。

● 手続きの内容により取扱い及び必要な書類等が異なる場合がありますので、詳しくは各窓口にお問い合わせください。

① 東北運輸局宮城運輸支局
 仙台市宮城野区扇町3丁目3番15号
 TEL：050-5540-2011

② 軽自動車検査協会（宮城主管事務所）
 仙台市宮城野区中野4丁目1番地の38
 TEL：050-3816-1830



<お問い合わせ> 山元町役場税務課 課税班
 〒989 - 2292 宮城県亶理郡山元町浅生原字作田山 32
 TEL：0223 - 37 - 1114 FAX：0223 - 37 - 4144